

基礎的財政収支対象経費のうちの社会保障 4 経費と消費税収（国分）

基礎的財政収支対象経費のうち消費税収（国分）が充てられる社会保障 4 経費の金額は、平成 24 年度予算における社会保障 4 経費の金額 22.8 兆円に、高齢化等に伴う自然増等の金額（+）、別紙（注 6）の①から③までの金額（+）及び毎年度の予算編成における社会保障 4 経費に係る効率化の金額（-）の合計（26 年度は A 兆円、27 年度は B 兆円）を加えた金額となる。

| | 26 年度 | 27 年度 |
|------------------------------|----------|----------|
| 基礎的財政収支対象経費のうち社会保障 4 経費（注 1） | 22.8 + A | 22.8 + B |

（注 1）平成 24 年度予算における社会保障 4 経費には、この他、消費税引上げ分を償還財源として確保した年金特例公債の発行により年金財政に繰り入れる年金差額分（2.6 兆円）が含まれることとなる。その場合、「中期財政フレーム(25 年度～27 年度)」の（別紙）（注 6）①の金額は、上記 A 又は B に含まれない。

これに対し、社会保障 4 経費に充てられる消費税収（国分：地方消費税を含まず、また、地方交付税法定率分を除く）は、平成 24 年度予算では 7.3 兆円、消費税率が国・地方合わせて 10%に引き上げられる平成 27 年度では 15 兆円程度であり、各年度の消費税収（国分）では未だ不足を生じる見込みである。

（注 2）消費税収（国分）については、一体改革における消費税率引上げによる増収見込額試算（平年度）と同様、平成 24 年度予算における 1%あたり消費税収 2.6 兆円を基に、内閣府中長期試算・慎重シナリオにおける平成 27 年度までの経済成長を勘案して機械的に延伸して算出している（平成 27 年度における 1%あたり消費税収は 2.7 兆円程度）。また、地方交付税法定率分（現行 29.5%、27 年度 20.8%）は除いている。なお、これは現時点における機械的な試算であり、27 年度予算に計上する税収は、予算編成時点で判明している課税実績や翌年度の経済見通しなどを勘案して見積ることとなる。

（注 3）消費税率が国・地方合わせて 10%に引き上げられるのは平成 27 年 10 月であり、平年度化すれば消費税収（国分）は 17 兆円程度となる。